

昭和十八年八月

思想研究資料

特輯第九十五號

注意 取扱
番 第

極
祕

司
法
省
刑
事
局

昭和十六年度 思想特別研究員
判事樋口 勝報告書

左翼前歴者の轉向問題に就て

司法省刑事局

左翼前歴者の轉向問題に就て

東京刑事地方裁判所
判事樋口勝

目次

第一章 序説―特に左翼前歴者の轉向を繞る問題の所在に就て	一頁
第二章 轉向の歴史的・思想的根拠	二一
第一、近代思想に就て	二一
第二、所謂轉換期としての現代に就て	三七
第三章 轉向の本質と基準	四一
第一、轉向の本質に就て	四二
第二、確信犯論に就て	四四
第三、轉向の端緒に就て	五二
第四、轉向の基準に就て	六九
第四章 轉向内容の検討に就て	七九
第一、總説	七九
第二、轉向内容の具體的検討	八五

(一)	佐野、鍋山の場合	八五
(二)	瀬口貢の場合	九一
(三)	森貞一の場合	一〇三
(四)	吉岡健治の場合	一〇九
(五)	井宮政一の場合	一一〇
(六)	野上清の場合	一二七
(七)	北原武男の場合	一三四
(八)	吉武三雄の場合	一三九
(九)	神山茂夫の場合	一四五
(十)	神山利夫の場合	一五〇
(十一)	寺田貢の場合	一五四
(十二)	内野壯兒の場合	一五八
(十三)	平賀貞夫の場合	一六九
(十四)	賀井善智の場合	一七九
(十五)	佐藤太郎の場合	一八六
(十六)	李青垣事平昌秀吉の場合	一九五

第三、一應の結びとして	二〇三
第五章 擬装轉向(偽装轉向)に就て	二一一
第一、意義	二二一
第二、實例	二二二
第三、對策	二二三
第六章 結語	二三三

私は彼が「前犯行の際……轉向した心算でありましたが、今考へて見ると……嚴格に云へば轉向しなかつたもので……あります」と述懐して居るところを特に注意し度いと思ふ。何故なれば、この言葉は轉向の錯覺の如何に危険なるかを如實に物語つてゐると見られるからである。尤も彼の場合に於ても——上來掲げてきたいろ／＼の事件の場合と同様——曩の轉向は單なる錯覺轉向に非ずして所謂執行猶豫鬭争の爲の擬裝轉向であつたのであるといふ見解も成り立ち得ると思ふ。殊に前記の如く、彼が前事件の保釋出所中に早くも友人より校内左翼グループ組織のことを聞きし且つ執行猶豫の判決の言渡を受けた殆んど直後に（執行猶豫の判決は昭和十四年十月二十三日に言渡されてゐる）右グループに加入して居る點等より見れば、擬裝轉向としての疑ひは相當強まらざるを得ないのである。併しなから、裁判所として——檢事としても同様であらうが——或る被告人の轉向内容を検討するに當つては、特に明瞭なる事跡の存在する場合は格別、一般の場合に於ては、それが擬裝なりや否やを早急に決定せんとするよりも寧ろ一應被告人の言ふところに従つて詳細にその内容を検討し、適宜發問して確答を求むる等の方法に依つて順次その轉向の眞否乃至深淺を判定せんとすることが正しい行き方である、と私は信じて居る。上來私はすべて此の趣旨に於て轉向の内容を検討してきたつもりであり、今本件の場合に於ても亦然りである。

それは兎も角として、彼は自己が何故に共産主義を信奉するに至つたのであるかといふ點に付て、曩の事件の際には、既述の如く自分ながら分らぬ旨を漏して居ただけであつたが、今回の取調べに當つては稍明確な反省の跡を示して居るようである。即ち

「共産主義を信奉するに至つた動機と申しますと、私は幼時から母に依つてキリスト教の教へを受けました。此の

キリスト教の人道主義がマルキストに走る基礎を爲したものと思ひます。

直接的な動機としては、左翼小説を通じて此人道主義的の正義觀と共産主義的議論が結びつけられたことが挙げられます」。

此の言葉は簡に失して誤解を招く虞れもあらう。併しながら、共産主義理論の持つ近代人への魅惑はその唯物的、合理的なる理論の一貫性に由來すると共に、否それ以上に、それが立脚する近世人道主義的正義觀に胚胎するものなることを悟ることは、やがて正しき轉向を爲すに至る第一歩と言へるであらう。何故なれば共産主義理論に對する眞正の批判は端的にその正義觀そのものに對する批判でなければならぬ筈だからである。此の意味に於て、私は彼の今後に於ける轉向の深化を幾分期待できるように思ふのである。

因に、彼は今回の事件に因つて昭和十六年十月三十一日長野地方裁判所に於て懲役四年、未決勾留百八十日算入の判決を受けたが、之に對し控訴の申立を爲し、事件は目下東京控訴院に繫屬中である。

(三) 李青垣事平昌秀吉の場合

平昌は朝鮮咸鏡南道北青郡の相當の農家に生まれ、普通學校卒業後昭和五年六月上京し、納豆行商、土方、古物商等を轉々するうち、共産主義を信奉するに至り、昭和五年暮頃關東自由労働組合新宿班に加入して實踐運動の第一歩を踏み出し、後順次、全協、土建、反帝、共青等に加入して活動を累ねたる爲檢擧せられ、昭和十年八月東京地方裁判所檢事局に於て取調べを受けたる末、起訴猶豫處分に附せられた。然るに彼はその後も依然として共産主義に對する信念を變へず、昭和十一年十一月頃より翌十二年三月頃迄の間共産主義者佐久事黒田善次が將來人民戦線運動を指

導する前提として支那人民戦線首脳者と會談連絡する爲渡支する情を知つて之を激勵し、且つ朝鮮に關する資料として東洋協會發行の雜誌「東洋」を手交してその活動を援助し、或は又、昭和十二年五月頃より翌十三年七月中旬頃迄の間鮮人學生數名にマルクス「地代論」その他の左翼文獻の精讀を勧め、又は、支那事變、朝鮮社會運動を共產主義的立場より解説して左翼意識の昂揚に努むる等の活動を爲したる爲、遂に起訴せられ、昭和十六年十二月十三日東京刑事地方裁判所に於て懲役二年の實刑に處せらるるに至つたものである。(尙、彼は以上の外にも、昭和七年四月頃より昭和十二年末迄の間に思想運動の爲檢束處分を受けたること數回に及んでゐる)。

彼が自己の思想推移の過程として豫審判事に述べてゐるところに依れば、彼は元來基督教信者であつて、その宗教的なる自由平等の思想と在鮮内地人に對する民族的反感とよりして朝鮮民族獨立の希望を抱いて居つたものであるが、上京後同郷の左翼分子と交はり且つ種々の左翼文獻を精讀するに及んで、民族獨立の目的を達するには共產主義運動に依るの外なしと思惟し、遂に該主義を信奉するに至つたものである。然りとすれば、彼の思想の推移は左翼鮮人として最も典型的なる経過を辿つたものといへよう。

彼が昭和十年の前處分當時共產主義に對して如何なる批判を爲してゐたかは、遺憾ながら、確知できないのであるが、今回の事件の取調べに際して檢事に「起訴猶豫處分後は實踐運動からは手を引きましたが、唯物論研究会、朝鮮古代史研究会等に關係して参りました」と述べて居り、又、豫審判事に對しては「私は不起訴處分を受けてからは客觀的情勢も、直接、主義の實踐運動をやるには甚しく不利であり、且又、自分の性格が政治運動とか勞働運動とかに従事するに相應しくないと考へましたので、實踐運動には直接携はる氣持はなくなりましたが、滿洲事變に引續いて日

支事變が起り、それが爲日本が政治的、經濟的に段々行詰り、プロレタリア革命の可能となる情勢が漸次來するだらうと豫見し、其の見透しの下に人民戦線の線に沿うて共產主義的の啓蒙運動をやり、之によつて將來のプロレタリア運動に備へて左翼の地盤を作らうと考へた結果、初歩的な啓蒙運動に着手しました」と言つて居るところから見れば、共產主義そのものに對して何等實質的な批判が爲され居らざりしのみならず、所謂初歩的な共產主義的啓蒙運動すらも許すべからざるものなることの反省が缺けて居たのではないかと推察されるのである。

然るに、彼が今回の取調べに際し豫審判事に上申して居る轉向の心境は左の如きものである。

即ち、彼は先づ「私は昭和十三年七月研究会關係で一時東京を去つて東北地方を旅行しました。…東北地方に行つて先づ驚かされたことは皇室に對する日本農民の絶對的信念でありました。…素朴な地方の農民達の銃後の守りに於ける熱意と特に軍部に對する壓倒的な信服は私をして舊來の知識や意見の狹隘さを感じしめると共に他方自分に對する消極的な不信と失望感とを與へられました」と、日本の農民の國體に對する不動の信念を見て自己の思想に動搖を生じたる旨を述べ、轉じて「總動員法令は私有財産、生産、分配、配給等に就て、又自由主義的經濟機構に對して一つの大きな制約を與へると共に、他方新しき建設的生活態度、經濟道德の建設を、目論んだのでありました。此等の事は社會的には貧富の均衡化に方向付けられた事を意味するもので、之は私が未だ曾て夢想だにも思はなかつた事でありました。殊に總動員法令第十一條の發動を中心とする財界と軍部との意志の差異は、私に軍部の超階級的存在とその新體制に於ける推進力的役割を充分に認識させてくれました」と言つて、總動員法並に軍部の所謂超階級の態度に因る自己の階級意識の動搖を漏らし、更に「その後、獨ソ不可侵條約や汪精衛政權、歐洲大戰等による日本國體の道

義性に對して私の今迄の認識をして根本的に變化させてくれました。即ち、現在の急務は何よりも東洋民族の盟主たるべき我が日本皇室を中心に東亞共榮圈を確立する爲に、我々は何を以ても舊來の如き偏見を清算して立派な日本人としての責任と義務とを明かに認識して、此の爲に臣道實踐をせねばならぬと明確に認識しました」と言つて、世界の情勢を機縁として日本國體の道義性を明確に認識した旨を語り、最後に今後の方針に付て「勿論……唯清算するといふ様な消極的なものでなく、日本人としての義務責任を明かにして如何なる事があらうとも陛下の赤子としての臣道實踐を勇敢に遂行しなければならぬと思つて居ます。然し如何なる方面を通じて職域奉公するかは今の處社會の情勢もよく知らぬのでわかりませんが、一般的には父親の事業に従事し、且後進に萬國無比の我が國體の優越性と道義性、祖國日本に對する奉公を完うする様に……つくす積りでござります」と述べてゐるのである。

さて、かやうな考へ方には鮮人の轉向として一應領けるところがあると思ふ。併しながら、尙よくこれを検討してみると、彼の心境に就て可成り根本的な疑問が残されてゐるやうに感じられるのである。

例へば、彼は、前掲の如く、總動員法令が社會的には貧富の均衡化に方向付けられてゐるものとして、その重要性を強調する。しかし、總動員法令、従つて統制經濟といふものの價値をさやうに一種の社會政策的な面に於て把へようとすることは果して正しい把へ方であらうか。

統制經濟は、如何にも、「自由主義的經濟機構に對して一つの大きな制約」を與へるであらうし、又、「社會的には」或る程度「貧富の均衡」をも齎らすであらう。併しながら、夫れ等は統制經濟の一つの肢體に外ならない。統制經濟の目指すところは、飽く迄も、日本に於ける一つの全體としての戰時經濟體制の確立に在ると信ずる。従つて「生活の

問題を全體の經濟循環の必然的に命ずるところの計畫化の方向と切り離して、抽象的に『生活問題』として採り上げ、その安定や引上げが論ぜられるならば、それは社會問題的な意味に於て中小企業の『維持育成』を主張するのとその精神に於ては何等異なるところはないのである。従つて『最低生活の確保』といふこと「さへもが『何等』社會問題的な意味に於て考へらるべきことでなく、國民經濟全體としての軍需生産力の計畫的創出といふ積極的な意味を持つものとして理解されなければならない」のであらう(括弧内の部分は東京帝國大學助教授大河内一男氏の論文『戰時統制に於ける經濟循環』、國家學會雜誌第五十六卷第三號、より引用)。

勿論、私は彼に統制經濟に關する専門的な理論を求めてなど居るものではないし、又求める資格もない。只、現下我が國に於ける統制經濟が本質的には左翼的立場と全く相容れざるものなるに拘らず、外形上は左翼意識にも親しみ易き一面を有する關係上、左翼轉向者の之に對する是認的態度は十分慎重に検討されねばならぬと思ふのである。此の意味に於て、彼が、前述の如く、總動員法令の重要性とその貧富の均衡化といふ面に於て強調したり、財界と軍部とを比較して後者の超階級性等を云々するところに却つて物事を總て善いにつけ、悪いにつけ、一應階級的立場に還元して判斷しようとする癖——それは一種の左翼的な常識である——から抜けきつて居らないことを看取出来るのではなからうか。(例へば、所謂軍部の超階級性なるものが、マルキシズムの理論よりすれば元來有産階級の側に立つ筈の軍部が意外にもその階級と對立する無産階級の味方になつた、といふだけのことであるならば、成程軍部そのものは超階級的に行動したことにはならうが、之を超階級的なりとして讚美する彼自身の立場は少しも超階級的になつたのでなく階級的の儘である)。

次に問題とすべきは彼が自己の民族的反感を如何に清算したかといふことである。此の點に關し、彼が、前掲の如く、豫審判事に對し日本國體の道義性乃至優越性を認め、東亞共榮圈を確立するに付て日本人としての責任と義務とを認得したる旨を上申して居り、更にこれより前、警察に提出した手記の中で、「……日支事變は從來の一切の、或は徐々に或は急速に進展して居た諸關係に、歴史的視角から、根本的な結論を與へて居る。即ち、支那民族主義の承認に依る日本國體の道義性と且つ家族的な日本國民の生命的統一である。(中略)特に此處に於て特記せねばならぬ事は歐洲大戰に於ける諸事實である。此の大戦は自ら自立乃至獨立する事の出来ない民族は結局如何なる民族の支配と壓制とを受けねばならぬ(か?)と云ふ事である。特にヒットラーの諸行跡は如何に歐洲的な異民族の支配が暴力と壓制の下に於て行なはれる事を歴史的に證明し且つ雄辯するのであるが、此の場合日本の朝鮮統治及び支配民族に對する政治的な一般結論を見ると、偉大なる差異を發見するに困難でない。(中略)我々朝鮮民族は此の場合同文同種であり且つ道義性に依つて表徴せられる日本國體を信用して、東洋共同體をより高き水準に高度化する爲に、此の共同體の一構成分的役割を演ぜねばならぬと思ひます」と述べてゐるところから見ると、從來自己の懷抱してゐた日本民族の支配に對する誤まれる反感を再批判するに足る新なる根柢を掴まんとして努力しつゝあることは一應認めてもよいように思はれる。

併し、それにも拘らず、私は彼の此の點の考へ方が猶甚だ不充分であり、むしろ危険なる過誤をさへ含んでゐるのではないかと思ふ。

第一に、彼の所説は、その辯多き割合に(因に、理論的多辯は、その轉向者たるを否とを問はず、一般に左翼人のではないかと思ふ。未だ著しく抽象的觀念的な色彩のみ強く、眞に具體的な反省の跡が示されてゐないことである。

例へば、彼が日本の國體の道義性に目覺めたりと稱し、或は、東亞共榮圈を確立するに付て日本人としての責任と義務とを認得したりと言ふは、語として固より異存のありよう筈はない。併し乍ら、問題は、その國體の道義性と言ひ、又東亞共榮圈と稱する場合、夫れ等に如何なる意義内容を附して考へてゐるか、といふ點に在る。一見、如何にも左翼的立場を捨てたるものの如く見せかけ乍ら——或は又、常人自らさへもが實際自己の左翼意識を清算しつくしたものと信じ込み乍ら——その實、依然として從來の意識に膠着し、只新しき時代の出來事に對しても一應の説明を爲し得るようにその思想内容を合理化し、以て一時を糊塗せんとするが如きことの許すべからざるは、上來屢述した通りである。轉向は、飽く迄、思想そのものの全的なる轉回でなければならず、單なる思想表現の方法に關する技巧上の新工夫といふが如き安易なる解決に置き換へられてはならない。

此の意味に於て、私は、記録を通じて見る限り、彼れ平昌の思想状態に付て猶相當に強き疑惑を抱かざるを得ないのである。

殊に、彼は明治四十四年八月の日韓併合のことに關し、次の如く述べてゐるのである。

「明治四十四年八月二十九日、日韓合併が宣言せられました。……それ以來日本の朝鮮に對する領土的統治が行はれた。會社令が發布せられて如何なる會社をも企業をも一々許可を得ねばならぬと云ふ法律で、此れは朝鮮を原料供給地としての役割に止まらせて、近代工業、特に土着的工業の發展を極度に壓迫したのである。又農業部面に於て

は土地調査令を發布すると同時に、民事令を發布して……私的土地所有關係が確立せられたが、此の過程は同時に大多數の農民が土地から分離せられて放浪生活に零落する過程である。……此の諸政策は朝鮮人に對する正しき認識も理解も無き暴政であつた。云々と。

言ふ迄もなく、かかる説明の仕方の中に隠されてゐる意識は從來の左翼植民地論に通有なる一つの常識であり、彼の一時流行した「資本主義取扱後の段階としての帝國主義」論と同じ範疇のものである。

然らば、此の被告人は右の如きマルクス主義的見解を果して蟬脱し得てゐるのであらうか。不幸にして、彼の此の點に關する眞に良心的なる批判の跡は、私の調査し得た限りに於ては、記録のどの箇所にも示されて居らぬようであり、問題の解決はその儘いきなり前記の如く日本國體の道義性乃至東洋共同體の水準の高度化等に對する觀念的な詠歎は日本國體の道義性や東洋共同體の裡に運び去られてゐるのである。理念に對する絶對的な信頼とは堅く區別されねばならぬのであるが。

以上の諸點に於て、彼の轉向の曖昧性——勿論、半島人としての——が指摘されるのではなからうか、と私は思ふ。

尙終りに、もう一つ彼の言葉を擧げて見よう。即ち彼は、前記の如く、朝鮮民族が東洋共同體の一構成分的役割を演ずべきことを述べてから、更に「然し又個々の點に於ては又調整せねばならぬ點が山積して居る。例へば、土地の日本内地人への一方的偏倚や、學校教育に於ける不備と義務教育の缺如竝に日本内地への勞働力の導入に於ける許可制度、一視同仁の亞細亞民族の一目標に向つて進むのに何故に此等の差別があるかと云ふ事は理解に苦しむ。……此

等を徐々に排除し、朝鮮民族に「文化とパン」を與へ且つ此れをより高度化する事に従つて究極的な協和的統一にまで結論的に決算せねばならぬ」と言つてゐるのである。これ等も、その事自體としては、何も間違つてはゐない。寧ろ當然のことであらう。併し問題は、今彼がこれを如何なる觀點から取り上げてゐるか、といふことに在る。何故なら、右の如き要求は、既に、共產主義者、民族獨立主義者乃至一群の自由主義者の陣營から、夫々の立場に於て、提出済みのものであり、此の被告人も亦曾ては、その左翼的立場に於て、スローガンとして之を絶叫したであらうからである。成る程、彼はその主張の基礎付けとして「一視同仁の亞細亞民族の一目標」とか「朝鮮民族に「文化とパン」を與へ且つ此れをより高度化する事に従つて究極的な協和的統一にまで結論的に決算」とは言つてゐるが、前段迄に述べて來たやうな理由から彼の轉向状態に付て猶相當の疑問を抱く私としては、此の點に於ても今一層嚴しく彼の自己反省を期待し度いと思ふのである。(因に、一視同仁とか協和的統一とかいふことが凡ゆる差別を無視した平面的な絶對平等の意味に取られてならぬことは改めて言ふ迄もないが、その青年期に於て近代的な基督教的自由平等の思想の洗禮を受けてゐる——勿論、誤つた意味に於て——本件の被告人に對しては、此の點も一應留意されてよいのではないかと思はれるのである)

尙、本件に就てはその第一審の裁判所に於て昭和十六年十二月十三日懲役二年の實刑(但未決百日通算)が言渡されたことを附記して置く。

第三、一應の結びとして

前項に於て、私は出來る限り具體的に個々の轉向内容に付て検討をしてきたつもりである。ところが今、改めて後

檢舉年月 昭和十七年三、八月

檢舉人員 一二名

起訴人員 未済

社会問題資料叢書 第1輯 第7回配本

左翼前歴者の転向問題に就て
(思想研究資料 特輯第95号)
生活主義教育運動に就て
(思想研究資料 特輯第97号)

限定出版

1972年4月20日発行

編者 社会問題資料研究会
発行者 中西利雄

印刷 中西印刷株式会社 〒602 京都市上京区下立売通小川東入
TEL. 京都075(441)3157代

発行所 東洋文化社 〒615 京都市右京区山ノ内宮脇町15御池ビル2F
TEL. 京都 075(811)3841・3927
